

〔論文〕

## 英国のデザイン・ガイドの特徴に関する考察

満岡 誠治\*

## A Study on the Characteristics of Design Guides in the UK

Seiji MITSUOKA

## Abstract:

It is possible to refer to design guides in the UK to create a new model for Japanese town planning and urban design guides. Design guides in the UK are created as brochures or guidebooks and their contents include facade designs of buildings and various aspects of building and urban designs. Furthermore, not being statutory, they are used for town planning and urban design by the planning authorities of local governments. The aim of this study is to clarify the characteristics of design guides in the UK from the view of their historical backgrounds.

**Key words:** design guide, pattern book, town planning, urban design, UK

## 1. はじめに

デザイン・ガイド design guide という用語は、我が国の建築、都市計画、アーバン・デザインの分野において、デザイン・ガイドライン design guideline の略語として使用されている。ガイドラインとは「ものごとが、どのようになされるべきかについての非公式な規則や指示」のことである。したがって、デザイン・ガイドとは、建築、都市計画、アーバン・デザインの観点から建築物やオープン・スペースのデザインを規定する非法定の規則や指示のことだと理解される。このような非法定の規則や指示であるデザイン・ガイドが存在する理由とは、法規によっては規制が不可能な或は困難なものを、デザイン・ガイドが規制できることによる。

我が国におけるデザイン・ガイドは、行政や開発業者、まちづくり団体等によって策定されており、強制力を持つ法規的なものから単なるデザイン・マニュアル的なものまで、様々なレベルのものが存在する。当初、それは都市景観への関心の高まりを背景に歴史的な街並みの「保全」を目的として策定された(図1)。さらに、商店街や住宅地の街並みの「改善」を目的としたものも出現

した(図2)。現在では、街並みの保全や改善に留まらず、埋立地のような既存の街並みが存在しない場所において、新しい街並みの「創造」を目的としたものも策定されている(図3)。このような我が国のデザイン・ガイドに対して、次の二つの問題を指摘できる。それは、第

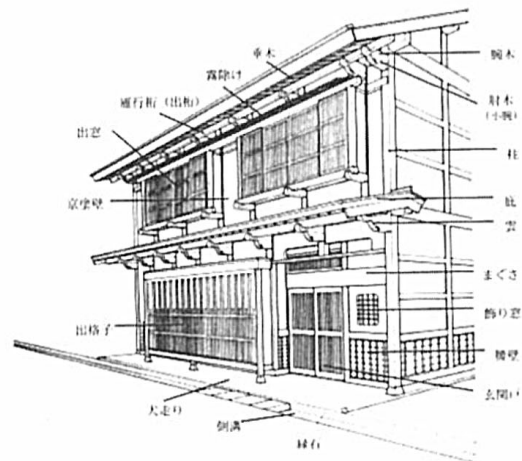


図1 歴史的な街並みの「保全」を目的としたデザイン・ガイドの事例；古川町「伝統的市街地における建築デザイン・ガイドライン」1997年(出典：西村，2003)

\* 建築・設備工学科  
平成17年3月30日受理

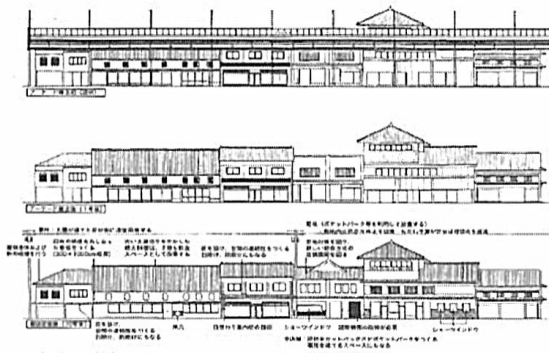


図2 商店街の「改善」を目的としたデザイン・ガイドの事例；白杵市中央通り商店街振興組合「人とまちなみがふれあう活気ある商店街づくり」1997年（出典：西村，2003）

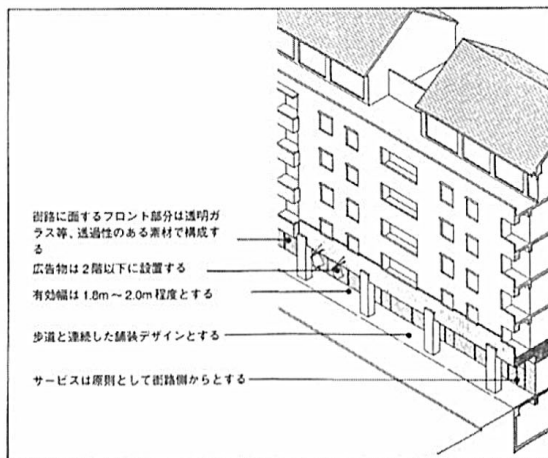


図3 埋立地における新しい街並みの「創造」を目的としたデザイン・ガイドの事例；千葉県企業庁「幕張新都心住宅地 都市デザインガイドライン」（出典：千葉県企業庁，2002）

一に、我が国においては景観規制に関する目的においてのみデザイン・ガイドの存在意義が認知される傾向があり、その結果、デザイン・ガイドの内容は建築物のファサード・コントロールに重点を置いたものとなっていることである。第二に、デザイン・ガイドの策定が広がりを見せているとはいえ、我が国の都市計画制度においては、デザイン・ガイドを用いた都市計画やアーバン・デザインの規制が確立されたとは言い難いことである。

我が国のデザイン・ガイドのこれらの問題に対して、英国のデザイン・ガイド<sup>2</sup>は次の二つの特徴を有しており、我が国のデザイン・ガイドの将来像を考える上で参考になると思われる。それは、第一に、デザイン・ガイドが地方自治体の都市計画当局によって、パンフレット

やガイドブックのかたちで作成されており、建築物のファサード・コントロールに重点を置くだけでなく、建築物のデザインに関わる様々な項目を取り上げたものとなっていることである。第二に、それは非法定であるにもかかわらず、機動性や柔軟性を有するものとして、英国の都市計画制度の中に位置付けられていることである。

本稿の目的は、我が国のデザイン・ガイドの将来像を考える上で参考となる知見を得るために、英国のデザイン・ガイドのこのような特徴が、いかにして形成されたのかを歴史的視点から考察することである。

## 2. デザイン・ガイドの誕生

英国におけるデザイン・ガイドは、都市計画当局によって、パンフレットやガイドブックのかたちで作成されており、建築物のファサード・コントロールに重点を置くだけでなく、建築物のデザインに関わる様々な項目を取り上げたものとなっている。このような特徴は、デザイン・ガイドの起源が建築設計の手引書であるパターン・ブックであり、その利用の伝統の上にデザイン・ガイドが成立したためであると考えられる。

現存する最古のパターン・ブックは、古代ローマ時代の建築家ウィトルウィウス（生没年不明）によって紀元前33年から同22年の間に著された「建築十書 *De architectura libri decem*」である。同書は、諸技術の原理的知識を持ち、職人達の頭に立って制作を指導しうる工匠であるアルキテクトス *architectus* の術を掲載したものであり、建築術のみならず土木や機械、造兵等の諸技術や自然科学的知識を含む広範な技術を掲載したものとなっている。同書の原本は失われたが、その写本は中世を通して幾つかの修道院で保存された。その後、ルネサンス期に再び注目されることとなり、古典的建築技法のパターン・ブックとして用いられた。

1485年、建築家アルベルティ（1404—72）は、ウィトルウィウスの建築十書の影響の下に「建築論 *De re aedificatoria*」を出版した。同書は、当時の最先端の建築技術と古代ローマ建築を、住宅から都市までの範囲で論じたものであり、これも建築技法のパターン・ブックとして利用された。さらに、1500年代に入ると建築家パラディオ（1508—80）の「建築四書 *I Quattro libri dell'architettura*」（1570年）をはじめ、様々な建築論が出版され、建築技法のパターン・ブックとして利用された。それらのほとんどはウィトルウィウスとアルベルティの著

書の影響下に作成されたと言われている。その後、アルベルティの建築論は1726年に英訳され、ウィトルウィウスの著書と同名の「建築十書 Ten books on Architecture」として英国で出版された。また、パラーディオの建築四書は、18世紀の英国において注目を集め、パラーディオ主義と呼ばれる建築思想を生み出した。それ以降、英国ではウィトルウィウスやアルベルティの著書ほど本格的なものではないが数多くのパターン・ブックが出版され、建築の実務において広く用いられた。

一方、18世紀から19世紀にかけての英国では、工業の発達にともなって農村から都市へと人口が流入し、スラムが形成された。これをきっかけとして、労働者階級の住環境の改善が社会的な問題となり、様々な提案が示された。例えば、社会思想家であり実業家でもあったロバート・オーウェン（1771—1858）は、スコットランドにニュー・ラナーク（1816—）という博愛主義に基づいた工業村を建設している。また、ジョン・ラスキン（1819—1900）やウィリアム・モリス（1834—1896）は、農業と手工業を基礎においたユートピアを構想している。また、社会思想家であるエベネザー・ハワード（1850—1928）は「明日の田園都市」を著し、それが田園都市運動へと発展している。建築家レイモンド・アンウィン（1863—1940）とバリー・パーカー（1867—1947）は、田園都市の理念の下に、レッチワース（1904—）やハムステッド田園郊外（1906—）等の住宅地を設計している。これらの新しい理念に基づいた住宅地の出現とともに、住宅地の設計技法を掲載したパターン・ブックが作成された。その最初の事例は、1919年に英国の地方政府委員会 Local Government Board が発行した「州政府の援助する住宅計画の準備マニュアル Manual on the Preparation of State-Aided Housing Schemes」である。これは、労働者階級を対象とした公営住宅地設計のパターン・ブックであり、英国政府の住宅政策の基本方針の策定を任務としたチューダー・ウォルターズ委員会の1918年の報告書を参考にまとめてられたものである。特に、田園都市の理念の下に住宅地の設計を手掛けたレイモンド・アンウィンが同委員会の委員であったので、1919年の同マニュアルはアンウィンの設計技法の影響を強く受けたものとなっている（図4）。

この「州政府の援助する住宅計画の準備マニュアル」が、今日のデザイン・ガイドへと発展したと考えられる。最初のデザイン・ガイドは1927年に作成されたといわれている。1933年以降、デザイン・ガイドは主として

CPRE（イングランド田園保護会議 the Council for the Protection of Rural England）によって作成された。それらは、レイク・ディストリクトやピーク・ディストリクトといった国立公園エリア内の新築住宅の配置や形態の規制を目的としたものであった（図5）。こうして誕生した英国のデザイン・ガイドは、その後、地方自治体の都市計画当局によって作成されることとなり、次節で述べるように都市計画制度の中に位置付けられ現在に至っている。



図4 アンウィンの設計技法の影響が見られる「州政府の援助する住宅計画の準備マニュアル」掲載の住宅地開発の図（出典：Local Government Board, 1919）

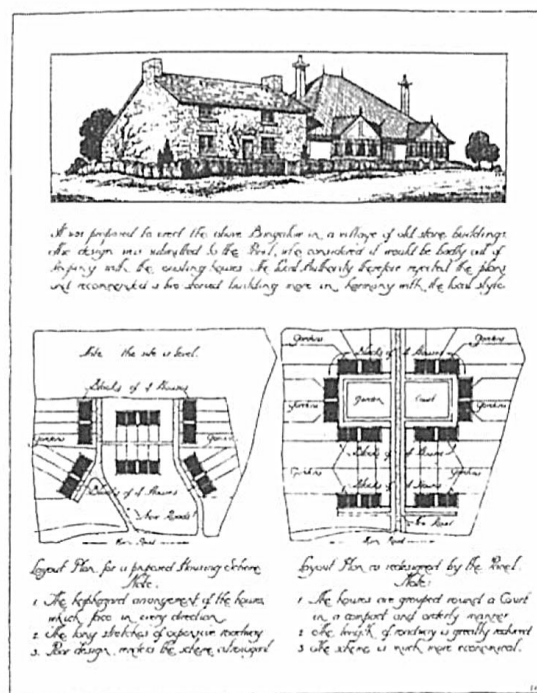


図5 ピーク・ディストリクト・デザイン・ガイド（1934年）掲載の住宅地開発の図（出典：Punter, 1986）

### 3. 都市計画制度における位置付け

英国のデザイン・ガイドは、非法定であるにもかかわらず、機動性及び柔軟性を有するものとして都市計画制度のなかに位置付けられている。この特徴は、計画許可型と呼ばれる英国の都市計画体制と大きく関係している。計画許可型の都市計画体制においては、建築確認申請に先立ち、土地の形質の変更のみならず建築物の新築や増築も含む広い意味での全ての開発行為が、デベロップメント・プランと呼ばれるマスター・プランに適合しているかどうかの個別審査が地方自治体の都市計画当局によって行われる。しかし、デベロップメント・プランは民主性を重んじるあまりその決定及び変更の手続きが煩雑で硬直的なものとなっており、これを補完するために、都市計画当局はデザイン・ガイド等の非法定の補足的計画ガイダンス *supplementary planning guidance* を独自に作成し、開発行為に対する審査の基準として用いている。英国のデザイン・ガイドに関するこのような状況は、次に述べる歴史的な過程を経て形成されたものである<sup>3</sup>。

英国では、1947年都市農村計画法により、デベロップメント・プランを用いた計画許可型の都市計画体制が確立された。さらに、これに続く1968年都市農村計画法により、三つの制度的改革が行われた。それは、第一に、デベロップメント・プランが国家レベルの社会的経済的な視野に立ち長期的な戦略を提示するストラクチャー・プランと、その具体的且つ詳細な方針を提示するローカル・プランの二種に分類されたことである。このうち、前者の策定は自治体の義務となったのに対し、後者の策定は自治体の任意となった。第二に、デベロップメント・プランの策定プロセスのなかに市民参加が公式に位置付けられ、プラン策定のできるだけ早い段階から市民を参加させることが各自治体に義務付けられたことである。特に、プラン案の一定期間の縦覧というプロセスの導入によりプランの策定は長期化した。第三に、ストラクチャー・プランの表現が、1947年式の図面中心から文書中心に改められたことである。このため、ストラクチャー・プランが膨大な量の文章で表現されることとなり、その内容も土地利用とは直接関係の無い分野まで詳述するものとなった。

以上、三つの制度的改革の結果、ローカル・プランの策定は非常に少数となった。なぜなら、ローカル・プランの策定は任意であるとともに、ストラクチャー・プランの策定の長期化によりローカル・プランのフレーム・

ワークが確定されず、策定自体が不可能となったからである。このような事態を受けて、地方自治体は手続きが煩雑で策定に長い時間がかかる法定のローカル・プランに代えて、機動性及び柔軟性を有するデザイン・ガイド等の非法定の補足的計画ガイダンスを独自に作成し、開発規制の実務的な基準として用いることとなった。

このように地方自治体が法定のローカル・プランに代えてデザイン・ガイド等の補足的計画ガイダンスを用いることは、それが非法定であるので一時的には問題となったが、現在では英国政府も法定のデベロップメント・プランとデザイン・ガイド等の非法定の補足的計画ガイダンスが、開発規制の実務において互いに補完的關係にあることを認めている。さらに、現在では法律上もデベロップメント・プラン以外にも重要な事項があればそれを考慮すべきことが明確に規定されているので、法律の運用においても法定のデベロップメント・プランとデザイン・ガイド等の非法定の補足的計画ガイダンスの格差はほとんど存在しないものとなっている。

### 4. デザイン・ガイドの内容

以上、英国のデザイン・ガイドの特徴の成立を歴史的な視点から概観したが、次にその具体的な内容について述べる。デザイン・ガイドは、各地方自治体が独自に発行するものなので、その内容はまちまちである。デザイン・ガイドの内容に関して、英国では過去に三度の組織的な調査が行われ、その結果が次の三つの文献にそれぞれ掲載されている。

- (1) Department of Environment: *Design Guidance Survey: report on a survey of local authority guidance for private residential development*, Department of the Environment/Housing Research Foundation, 1976
- (2) Department of Environment: *Time for Design: Monitoring the Initiative*, HMSO, 1990
- (3) Chapman, David and Larkham, Peter: *Discovering the Art of Relationship: Urban Design, Aesthetic Control and Design Guidance*, Birmingham Polytechnic, 1992

これらの文献のうち、最新のものは(3)である。これは1992年に発行されたバーミンガム・ポリテクニクのアーバン・デザインの研究グループによる調査報告書であり、「関係の技法の発見：アーバン・デザイン、景観コントロールとデザイン・ガイダンス *Discovering the Art*



of Relationship: Urban Design, Aesthetic Control and Design Guidance」と題されている。同報告書はイングランドの地方自治体が作成したデザイン・ガイドを調査し、その実態を明らかにしている。同報告書によると、デザイン・ガイドを出版している自治体数は150であり、総数449にのぼるイングランドの全地方自治体数の約3分の1となっている。また、デザイン・ガイドの記載項目と地方自治体数の関係を明らかにしている(図6)。

それによると、記載が多いものは、順に、建築物の仕上げ材料material(図7)、ショップ・フロントshop front

(図8)、住宅の増築house extension(図9)、広告物advertisements, 保全地区conservation areas, 住宅計画housing, オープン・スペース/ランドスケープopen space/landscape(図10)、歴史的建築物historical building, 駐車場car parking, 不要となった建築物の利用using redundant buildings, 住戸密度density, 住宅地の道路residential roads(図11)、身体障害者設備disability provision, 補助金grant aid, タウン・スキームtown scheme(図12)、犯罪防止crime prevention, 衛星放送受信設備satellite equipmentという項目である。以上か

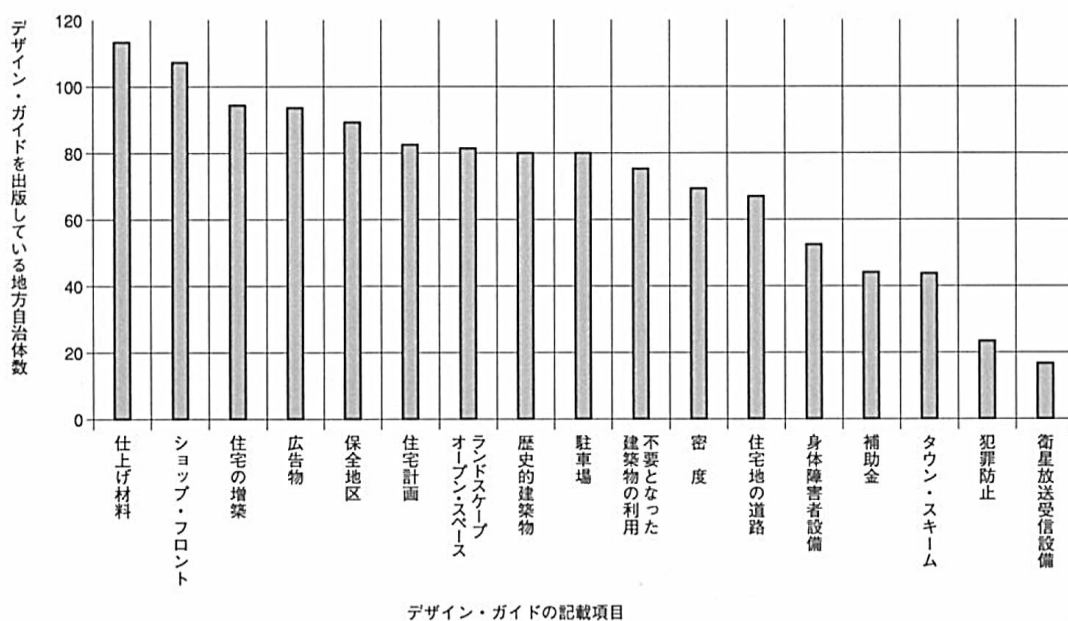


図6 デザイン・ガイドを出版しているイングランドの地方自治体数と記載項目との関係 (出典：Chapman, 1992, p.28)

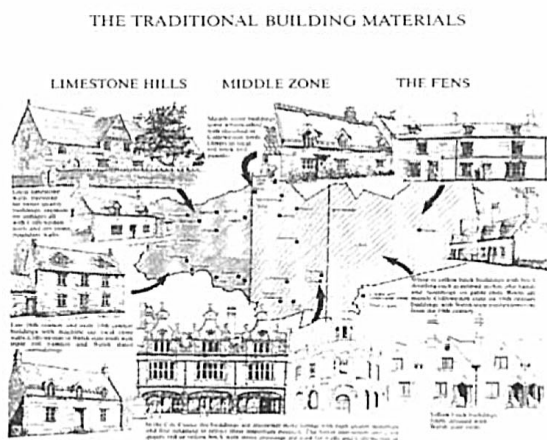


図7 仕上げ材料を内容としたデザイン・ガイドの事例；Durham County Council (出典：Chapman, 1992)

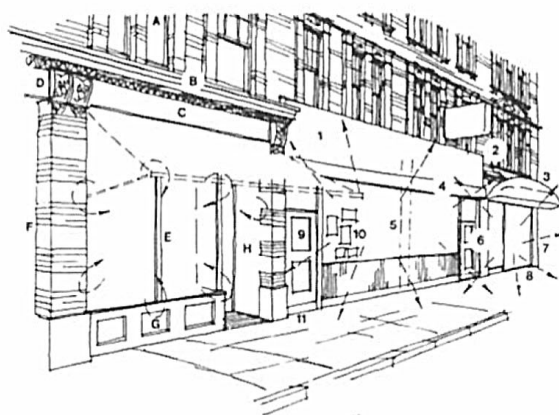


図8 ショップ・フロントを内容としたデザイン・ガイドの事例；The Royal Borough of Kensington, 1993 (出典：西村, 2000)

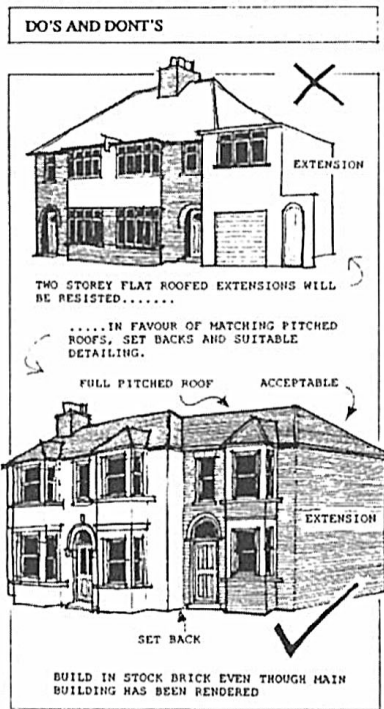


図9 住宅の増築を内容としたデザイン・ガイドの事例；London Borough of Lewisham (出典：Chapman, 1992)



図10 オープン・スペースやランドスケープを内容としたデザイン・ガイドの事例；Kent County Council (出典：Chapman, 1992)

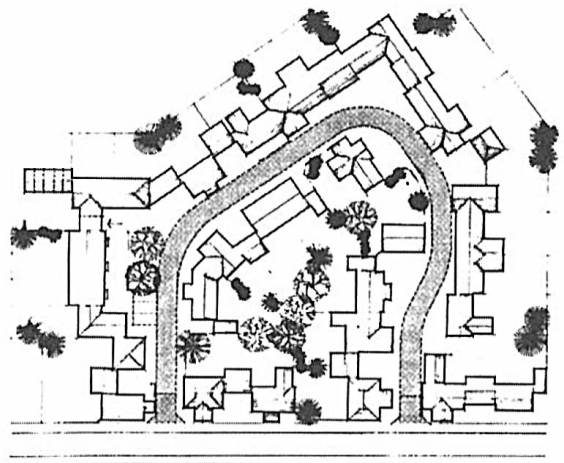


図11 住宅地の道路を内容としたデザイン・ガイドの事例；Essex County Council, *A Design Guide for Residential Areas Highway Standards* (出典：Essex County Council, 1980)

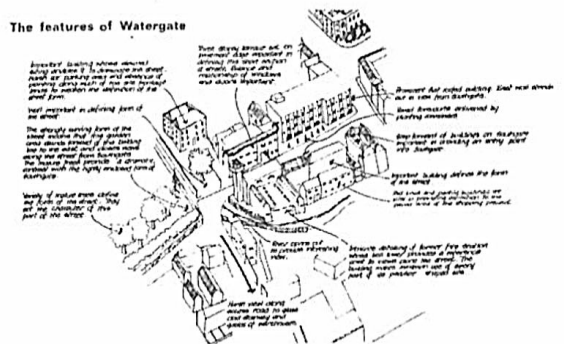


図12 タウン・スキームを内容としたデザイン・ガイドの事例；North Kesteven District Council (出典：Chapman, 1992)

ら、デザイン・ガイドの内容は、景観規制に関するものが比較的多いことが明らかである。しかし、住宅計画、密度、住宅地の道路など住環境の形成に関する項目も相当数が存在しており、建築物のファサード・コントロールのみに重点を置いた我が国のデザイン・ガイドの内容と大きく異なることが明らかである。

一方、英国のデザイン・ガイドは、全体として見るならばその内容は多岐に渡っているものの、個別に見るならば内容的な偏りが大きい。これに関して、Hall (1996)<sup>4</sup>は、「エセックス州デザイン・ガイドの記述範囲に匹敵するような包括的な内容を持ったデザイン・ガイドは、サフォーク州デザイン・ガイドのような極少数の例を除いてほとんど存在しない<sup>5</sup>」と述べており、我が国のデザイ

ン・ガイドの将来像を考える上で、これらの包括的な内容を持ったデザイン・ガイドに関する個別の考察が必要であると考えられる<sup>6</sup>。

## 5. まとめ

英国のデザイン・ガイドの特徴は、第一に、地方自治体の都市計画当局によって、パンフレットやガイドブックのかたちで作成されており、建築物のファサード・コントロールに重点を置くだけではなく、建築物のデザインに関わる様々な項目を取り上げたものとなっていることである。第二に、非法定であるにもかかわらず、機動性や柔軟性を有するものとして、英国の都市計画制度の中に位置付けられたものとなっていることである。この二つの特徴を歴史的な視点から考察するならば、第一の特徴は、デザイン・ガイドの起源が建築設計の手引書としてのパターン・ブックであり、その利用の伝統の上にデザイン・ガイドが成立したことによって形成されたと考えられる。また、第二の特徴は、計画許可型と呼ばれる英国の都市計画体制において、変更の手続きが煩雑で硬直的なものとなっているマスター・プラン（デベロップメント・プラン）を補完するために形成されたと考えられる。

このような英国におけるデザイン・ガイドの特徴とその成立を概観するならば、都市計画やアーバン・デザインの規制が、我が国のように拘り定規的な法規の運用によって決定されるものではなく、都市計画当局の意図的、臨機応変的なコントロールとともに決定される傾向があるという事実が確認される。ここで、英国の都市計画当局の内部に着目するならば、上述のようにデザイン・ガイドを作成し、法規にも勝る都市計画やアーバン・デザインのコントロールを可能としているのは、各都市計画当局に所属し、高度の専門性を持った建築及び都市計画のプロフェッショナルである建築家（アーキテクト）と都市計画家（プランナー）の存在である<sup>7</sup>。つまり、英国における都市計画やアーバン・デザインは、法規の運用とともに、建築家や都市計画家という職能の意図的、臨機応変的なコントロールによって行われるものとなっていると理解される。

以上に述べた英国におけるデザイン・ガイドの特徴とその成立、さらにその背景は、我が国のデザイン・ガイドの将来像を考える上で大いに参考になると思われる。

## 参考文献

- [1] 谷口汎邦編集：建築計画・設計シリーズ20 街なみ・街づくり，市ヶ谷出版社，2000（第2版）
- [2] 中井検裕，村木美貴：英国都市計画とマスタープラン，学芸出版社，1998
- [3] 森田慶一訳註：ウィトルウィウス建築書，東海大学出版会，1979
- [4] 相川浩訳：アルベルティ建築論，中央公論美術出版，1977
- [5] 桐敷真次郎編著：パラディオ「建築四書」注解，中央公論美術出版，1986
- [6] Smales, Lindsay Mark: *An Appraisal of the History, Impact and Effectiveness of the Essex Design Guide for Residential Areas*, Oxford Polytechnic Ph. D. Thesis, 1991
- [7] Local Government Board: *Manual on the Preparation of State-Aided Housing Schemes*, H.M.S.O, 1919
- [8] Hall, A.C.: *Design Control towards a New Approach*, Butterworth Architecture, 1996
- [9] Chapman, David and Larkham, Peter: *Discovering the Art of Relationship: Urban Design, Aesthetic Control and Design Guidance*, Birmingham Polytechnic, 1992
- [10] 西村幸夫，他：日本の風景計画，学芸出版社，2003
- [11] 西村幸夫，他：都市の風景計画 欧米の景観コントロール，学芸出版社，2000
- [12] 千葉県企業庁：幕張新都心住宅地都市デザインガイドライン，千葉県企業庁，2002（改定版）
- [13] Punter, John: *A History of Aesthetic Control: Part 1, 1909-1953*, Town Planning Review, Oct. Vol.57, No.4, 1986
- [14] County Council of Essex: *A Design Guide for Residential Areas Highway Standards*, County Council of Essex, 1980

## 図版出典

- [図1] 参考文献[10]，p.137
- [図2] 同上，p.150
- [図3] 参考文献[12]，p.150
- [図4] 参考文献[7]，p.20
- [図5] 参考文献[13]，p.359

- [図6] 参考文献[9], p.28 筆者訳  
 [図7] 参考文献[9], p.32  
 [図8] 参考文献[13], p.32  
 [図9] 参考文献[9], p.6  
 [図10] 同上, p.24  
 [図11] 参考文献[14], p.23  
 [図12] 参考文献[9], acknowledgements

#### 補 注

- 1 *Dictionary of Contemporary English*, Longman, 1989, p.465 原文は英語, 筆者訳。
- 2 本稿における英国のデザイン・ガイドとは, 1976年発行の英国環境省によるデザイン・ガイドに関する調査報告書 (Department of Environment: *Design Guidance Survey: report on a survey of local authority guidance for private residential development*, Department of the Environment/Housing Research Foundation, 1976) が示す「デザイン・ガイドとは, 地方自治体が要求するデザインの原理と基準の包括的なセットであり, ある特定の敷地のみにも適用されるものではなく, 広いエリアにも適用されるものである。A design guide is a general set of design principles and standards required by the local authority and applying to a wide area and not just a particular site.」という定

義に合致するものとする。

- 3 本節の大部分は, 参考文献[2]をもとに書いたものである。
- 4 参考文献[8]
- 5 同上 p.13, 原文は英文。筆者訳。
- 6 英国の個別のデザイン・ガイドを対象とした研究として, 次の二つの論文が挙げられる。  
 満岡誠治, 竹下輝和：デザイン・ガイドの新たな展開 英国エセックス州デザイン・ガイドの研究(1), 日本建築学会計画系論文集 第567号, pp.7-14, 2003, 5  
 満岡誠治, 竹下輝和：クルドサクから不整形グリッドへの街区構成原理の発展 英国エセックス州デザイン・ガイドの研究(2), 日本建築学会計画系論文集 第577号, pp.25-32, 2004, 4
- 7 ちなみに, 建築家 (アーキテクト) の資格は王立建築家協会 RIBA が指定する大学の建築学科 (就学年数5年, 英国内に36校) に学び, 在学中または卒業後に, 2年間の実務訓練を経験することによって認められている。また, 都市計画家 (プランナー) の資格は王立都市計画協会 RTPI が指定する大学の都市計画学科大学院修士課程 (就学年数, 学部と合わせて5~6年, 英国内に16校) を修了することによって認められている。